



2026年8月21日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 物 語 コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 加 藤 央 之 (コード：3097 東証プライム市場)
問 合 せ 先	取 締 役 財 務 ・ 成 長 戦 略 担 当 津 寺 毅 (電 話 番 号 0 5 3 2 - 6 3 - 8 0 0 1)

業績条件付譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年8月21日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、新たに業績条件付譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年9月25日開催予定の第57期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、業績条件付譲渡制限付株式を割り当て、当社の定める業績目標を達成するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、また、優秀な人財のリテンションを目的として、本制度を導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績条件付譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、(i) 金銭報酬については、2013年9月25日開催の第44期定時株主総会において年額300百万円（このうち社外取締役の報酬については2021年9月28日開催の第52期定時株主総会において年額50百万円）以内、(ii) 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）については、2020年9月24日開催の第51期定時株主総会において、上記(i)の金銭報酬とは別枠で年額90百万円以内、同制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内、(iii) 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するESGに関する数値目標の達成度に連動した譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）については、2025年9月26日開催の第56期定時株主総会において、(i) 及び (ii) とは別枠で年額15百万円以内、同制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5,000株以内とすることをご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の上記(i)乃至(iii)の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、上記(i)乃至(iii)の報酬枠とは別枠で、年額1,000百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年160,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において協議し決定いたします。本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（※）。

- (1) 対象取締役は、当社取締役会があらかじめ定めた期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役その他当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任について任期満了その他の正当な理由がある場合を除き、当社が本割当株式を当然に無償で取得すること。
- (3) 当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと、及び当社があらかじめ定める業績に関する数値目標を達成することを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める任期満了その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する旨の規定を設けることができること。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限を解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始の日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。
- (5) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めること。

※ 当社は、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、2026年10月に本制度に基づく譲渡制限付株式の付与を予定していますが、同付与においては、付与日から2030年9月30日を譲渡制限期間とし、2028年6月期から2030年6月期までの事業年度における連結売上高についての業績目標を達成した場合に譲渡制限が解除される仕組みを構築することを予定しております。

3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。当社の執行役員のうち非居住者である者に対しては、本制度の譲渡制限付株式報酬と同等又はこれに準じる条件の金銭報酬（ファントムストック）を付与することも予定しております。

以上